

【農業センター 利用方法】

1 使用の申し込み

(1) 申込時期

下記の受付開始日以降、農村振興課または施設管理人へ申し込んでください。

なお、電話による申込は仮予約としますので、できるだけ早く、正式に手続きしてください。

一般利用の申込時期

使用日の属する月の3か月前から受付します。

(例) 令和6年9月3日に使用の場合 ⇒ 令和6年6月1日から申し込み可能

営利目的利用の申込時期

使用日の属する月の2か月前から受付します。

(例) 令和6年9月3日に使用の場合 ⇒ 令和6年7月1日から申し込み可能

(2) 申込時に必要なもの

- ① 使用許可申請書
- ② 維持協力費
- ③ 暖房料（11月～4月利用時）
- ④ 営利目的によるコミュニティ施設利用誓約書（営利目的利用時のみ）

2 キャンセルについて

キャンセルする場合は、必ず事前にご連絡ください。

なお、次の場合には、維持協力費と暖房料をお返しします。

(1) 災害など使用者の責めに帰することのできない理由で利用不能になった場合

- (例) 緊急の葬儀利用により利用できなくなった場合
- (例) 大雪警報が発表され利用できなくなった場合
- (例) 熱中症警戒アラートの発表により利用を控えた場合

3 使用にあたっての注意事項

- (1) 来館した際、責任者（または最初に来館された方）は、必ず職員に声をかけてから入室してください。
- (2) 使用にあたっては、職員の指示に従ってください。
- (3) 火気の使用は十分注意してください。（火気類の持ち込みは禁止します）
- (4) 集会室使用後の後片付け（ストーブ・ガスの始末、消灯、室内の清掃等）は職員の指示に従い、責任者において必ず行ってください。
- (5) 備品を使用した場合は、元の位置に戻してください。